

事業譲渡契約書

ミレ信用組合(以下「甲」という。)と朝銀近畿信用組合(以下「乙」という。)は、乙の事業の全部を甲及び京滋信用組合、兵庫ひまわり信用組合並びに株式会社整理回収機構(以下「丙」という。)へ譲渡する一環として、その一部を甲に譲渡するにつき、下記のとおり事業譲渡契約を締結する。

第1条(契約の主旨)

乙は、平成14年8月12日(以下「事業譲渡日」という)をもって、本契約に定める各条項に従い、別紙1記載の店舗に係る乙の事業を、甲に譲渡し、甲はこれを譲り受ける(以下、この事業譲渡を「本事業譲渡」という。)ものとする。

但し、事業譲渡日については、手続の進行に応じ必要のあるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第2条(譲渡財産)

前条により乙が甲に譲渡する事業の範囲は、事業譲渡日現在における次の各号に定める乙の資産及び負債(以下「譲渡財産」という。)並びにこれに付随する権利義務等に及ぶものとする。

ただし、乙と丙との契約に基づき、乙から丙に譲渡される資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務は含まない。

- ① 貸出金等与信債権のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として合意したものの。なお、当該譲渡対象債権の確定に当たっては善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする。
- ② 現金及び預け金のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として合意したものの。
- ③ 預金債務、定期積金債務。
- ④ その他の資産及び負債のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として合意したもの。

第3条(譲渡対価)

乙が甲に譲渡する本事業譲渡の対価は、無償とする。

第4条(与信債権の譲渡価格)

与信債権(貸出金・債務保証見返・与信関連仮払金)の譲渡価格については、本契約第5条に定める場合を除き、別紙2「引当金控除方式による譲渡価格」記載の方法により算定した額とする。

第5条(後発事象等にかかる引当金額の調整)

- 1 乙は、本契約第2条第1号の譲渡財産における与信債権(以下「譲渡対象与信債権」という。)につき、評価基準日(平成13年6月30日)の翌日から事業譲渡日の前日までの間に次の各号の事情が発生または判明した場合に限り、甲の要請に基づき、別途定める精査日に預金保険機構の了解を得たうえで当該譲渡対象与信債権に対する引当金額の調整を行うことができる。
 - ① 譲渡対象与信債権の債務者が、破産・特別清算・民事再生・会社整理もしくは会社更生の申立てを受けまたは自ら申立てた場合、解散した場合、または手形交換所により取引停止処分を受けた場合。
 - ② 譲渡対象与信債権の債務者または保証人から、債務(または保証債務)不存在確認訴訟など譲渡対象与信債権の評価額に影響を与える裁判上の申立てがなされた場合。
- 2 前項による調整完了後は、譲渡対象与信債権につき別途定める精査日に行う評価基準日(平成13年6月30日)から事業譲渡日までの債権残高の変動に伴なう引当金の調整以外は、一切の調整を行わないものとする。

第6条(譲渡財産の引渡し)

- 1 乙は、譲渡財産の明細を記載した引継書を作成し、事業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産及び関係帳簿類を甲に引き渡す。
- 2 前項の規定による譲渡財産の引渡しにつき、移転行為または対抗要件として登記、登録、承諾、通知、公告等の手続きを要するものについては、甲乙協力してこれを行う。

第7条(資金援助契約)

甲は、本事業譲渡に関して、預金保険機構との間で資金援助に関する契約を別途締結する。

第8条(資産の買取契約)

乙は、預金保険法附則第7条に定める協定銀行との間で、別紙1記載の店舗に係る資産のうち、甲が譲り受けない資産について売却に関する契約を別途締結し、事業譲渡日までにこれを売却する。

第9条(職員の取扱い)

- 1 甲は、乙とその職員(嘱託、パートタイマー等を含む。以下同じ。)との間における雇用関係を承継しない。
- 2 甲は、乙と協議のうえ、乙の職員のうち甲が必要とする人員を事業譲渡日をもって新たに雇用する。

- 3 乙の職員が乙に対して有する労働債権については、乙がこれを全て弁済することとし、甲はその弁済の責任を負担しない。

第10条(危険負担)

本契約締結の日から事業譲渡日までの間に、譲渡財産が天災地変その他不可抗力により滅失、毀損等をしたために生じた損害については、甲乙協議の上、本契約の譲渡条件を変更することができる。

第11条(善管注意義務)

乙は、本契約の締結の日から事業譲渡日に至るまでの間、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ譲渡財産を管理するものとし、乙の事業に重要な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め甲と協議して実行する。

第12条(調査)

- 1 乙は、本契約締結後、甲又は甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
- 2 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議のうえ決定する。
- 3 乙は、前項に基づく調査につき可能な範囲で協力する。

第13条(承認決議等)

- 1 甲及び乙は、平成14年7月31日までに総代会を開催し、本契約の承認及び本事業譲渡に必要な事項について決議を求める。ただし、手続きの進行に応じて必要があるときは、甲乙協議のうえこの時期を変更することができる。
- 2 乙については、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第22条第2項に定める裁判所の許可をもって前項の総代会の決議に代えることができる。

第14条(契約の解除)

- 1 甲または乙は、次のいずれかの事由が発生したときは本契約を解除できる。
 - ① 甲が本契約第7条に定める資金援助に関する契約を締結できなかつたとき。
 - ② 乙が本契約第8条に定める契約の締結及び売却ができなかつたとき。
 - ③ 事業譲渡日までに、本契約に基づく事業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき。
- 2 第1項により本契約が解除された場合には、甲及び乙は互いに相手方に

対し何ら責任を負わないものとする。ただし、事後の事務処理につき、甲乙は協力して対処する。

第15条(費用負担)

本事業譲渡に関して生ずる必要な費用の負担については、甲乙協議のうえ別途これを定める。

第16条(与信資産の劣化防止に対する協力)

甲及び乙は、乙の与信資産の劣化防止を含め円滑な事業譲渡を実施するため、誠実に協議し互いに協力する。

第17条(清算法人に対する協力)

甲は、本件事業譲渡後、乙が解散し清算法人となった場合には、当該清算法人の清算事務等の遂行に協力する。

第18条(補償)

乙は、本件事業譲渡について、本契約に定める他、一切の瑕疵担保責任および事業譲渡日以降判明する一切の損失・損害の補填の責任を負わない。

第19条(守秘義務)

甲は、乙から提供される一切の情報については、平成13年4月27日付守秘義務協定書に基づき取扱う。

第20条(本契約の効力)

本契約は、第13条に規定する決議等のほか法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第21条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈運用についての疑義が生じたときは、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い甲乙協議して解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各代表者が署名又は記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成14年7月19日

(甲)

大阪市北区中崎1丁目5番18号

ミレ信用組合

代表理事

松下紀夫



(乙) 神戸市長田区松野通1丁目3番2号

朝銀近畿信用組合

金融整理管財人 清水 明



金融整理管財人 嶋 楠男



金融整理管財人 岩城 本臣



別紙 1)

大阪支店、鶴橋支店、西成支店、東大阪支店、寝屋川支店、泉州支店、
和歌山支店

(以上7か店 <平成14年6月末日現在>)

引当金控除方式による譲渡価格

- 1 与信債権(貸出金・債務保証見返・与信関連仮払金)の譲渡価格については、当該与信債権の簿価額から次の引当金額を控除した価格とする。
 - (1) 与信債権にかかる債務者区分が要注意先の場合は、担保等不保全額(当該与信債権の簿価額から優良保証の額、担保×優良担保及び一般担保>処分による回収可能見込額、その他回収可能と見込まれる額を控除した額)の50%相当額を引当金額とする。
 - (2) 与信債権にかかる債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の場合は、担保等不保全額の100%相当額を引当金額とする。
 - (3) 与信債権にかかる債務者区分が正常先(簡易正常先を含む)の場合は、引当金はゼロとする。
- 2 与信債権(与信関連未収利息)の譲渡価格については、次の価格とする。
 - (1) 当該与信債権にかかる債務者区分が正常先(簡易正常先を含む)、要注意先の場合は、当該与信債権の簿価額とする。
 - (2) 当該与信債権にかかる債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の場合は、ゼロとする。